

## 第26回八尾市人権尊重の社会づくり審議会

日 時：平成26年1月21日（火）午後5時～午後7時

場 所：八尾市役所本館8階 第2委員会室

委 員：水鳥会長、有澤副会長、池上委員、趙委員、奥田委員、庖刀委員、尾上委員、  
李委員、梶山委員、阪本委員

八尾市：田中市長

事務局：植島人権文化ふれあい部長、鶴田人権文化ふれあい部次長兼人権政策課長、  
福罵学校教育部次長兼人権教育課長、北野人権政策課長補佐、山本人権政策課人  
権政策係長、池田人権政策課人権政策係主査

### ○事務局

定刻になってございますので、まだちょっと若干お見えでない委員もおられるようでございますが、ただいまより「第26回八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を開催させていただきますと存じます。

委員の皆様におかれましては、大変お寒い中、また初めてこのような夕刻の開催ということで、また御多忙の中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本審議会は、お手元配付の資料1にございますとおり、平成13年4月1日に施行いたしました「八尾市人権尊重の社会づくり条例」に基づきます審議会でございます。

その目的は、本条例の第5条に規定いたしておりますとおり、本市の人権尊重の社会づくりに関する事項につきまして、御意見をお伺いすることを目的といたしているところでございます。

さて、本日の出席状況でございますが、委員15名中10名の委員の皆様にご出席をいただいております。その結果、過半数の委員の皆様にご出席をいただいているところでございまして、本審議会の規則第3条第2項の規定に照らしまして、会議が成立いたしておりますことを冒頭に御報告申し上げます。

なお、本日の会議時間につきましては2時間以内ということで進めさせていただきたいというふうに考えてございますので、円滑な会議の進行に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、当会議は従前より公開とさせていただいております。傍聴の方がおられましたら、傍聴いただくということで御理解いただきたいと思います。

それでは、審議会の開催に当たりまして、田中市長から御挨拶を申し上げます。

### ○田中市長

皆さん、こんにちは。昨年はもう本当にいろいろとお世話になりました、どうもありがとうございます。引き続き、本年もよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

しかし、人権尊重の社会づくり審議会も26回を数えたわけでございますが、本当に皆さんの意見の積み上げをしっかりとってきていただいておりますということで、本当に頼もしい限りでございます。

改めて言うまでもございませんが、八尾市は平成13年度に八尾市人権尊重の社会づくり条例をつくらせていただきました。そしてまた、5年後の平成18年には、人権教育・啓発プランを立てさせていただいて、そしてまたその5年後に、それらの改定をさせていただいたところであります。また、その改定に基づいて、一方では八尾市の総合基本計画

をスタートさせておりますので、この中でみんなで作る八尾、そしてまた多様な人々が暮らす地域の社会において、一人一人が尊重し合う人格、人権感覚の豊かなまちというふうにうたわせていただいたところでもございます。

また、近年では平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行されておまして、これらを踏まえて八尾市の中でもいじめ防止基本方針を立てさせていただく中で、しっかりと条例づくりに邁進していきたいなど、このように考えているところであります。ぜひ、多くの御意見をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、私がこの間思うに当たりまして、市民意識調査等々もいろいろとやらせていただく中で、最近人権課題についての市民の認識が若干低下しているという状況が見受けられるというふうに思っております、これはもう改めて全ての人たちの人権を守るという視点で、市民啓発あるいは市民とともに取り組みを推進していきたいなど、このように思っています。

また、庁内的には職員の女性登用でありますとか、あるいは各審議会、あるいは委員会での女性の登用率35%以上を目指すと、こういうことで進めてきておりますが、なかなか29.2%やったかな、30%弱ぐらいまではこの間ずっと上がってきてはおるんですが、なかなかその壁を乗り越えられないでいております。しかし、先日の部長会等々推進本部会議の中で、私のほうからこれではいかんと、何が何でも平成26年度は30%を超え、そして35%を目指す仕組みをつくらうと、こういうふうにはっぱをかけたところでもございまして、ぜひその目標達成に向けて全力を挙げていきたいと、このように考えているところであります。

多様な人権課題がございます。今日は忌憚のない御意見をいただいて、八尾市の人権施策推進の一助になりますよう、よろしく御意見をいただきますようお願い申し上げます、冒頭の御挨拶にさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局

どうもありがとうございました。田中市長におかれましては、この後他の公務がございますため、失礼ながらこれにて退席をさせていただきますので、よろしく御理解お願いいたします。

○田中市長

よろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、続きまして本日の審議会の資料の御確認をお願い申し上げます。まず、本日机上のほうに配付いたしてございます資料でございますが、本日のこの審議会の委員の皆様の名簿が1枚でございます。

それから、差し替えといいますか、当日御報告することになってございました資料2、平成24年度におけます虐待件数についてでございます。それが本日配付申し上げてる資料でございます。

それから、事前にお送り申し上げた資料でございますが、資料1、本審議会の条例と規則でございます。表裏になってございます。

それから資料の3、「いじめ防止対策推進法の制定を受けた八尾市の取り組み（素案）」という資料でございます。

それから資料4、「いじめ防止対策推進法（概要）」でございます。

それから資料5、「いじめ防止対策推進法のあらまし」といった資料でございます。

それから資料6、「いじめ防止対策推進法」、法律の規定そのものでございます。

それから最後が資料7、「差別事象等一覧」という資料でございます。

本日の資料は以上でございますが、もし不足の資料等がございましたら、恐れ入りますが挙手でお知らせいただけましたら、幸いです。よろしいでしょうか。

そしたら、以後の審議会の進行につきましては、本審議会規則の規定によりまして、水鳥会長のほうにお願いしたいと存じます。水鳥会長、よろしくお願い申し上げます。

○会長

皆さん、こんばんは。今年第1回目の審議会の開催をさせていただき運びとなりました。今年も引き続き、昨年同様よろしくお願い申し上げます。

大寒に入って、八尾ではいわゆる生駒おろしですか、それで身も心も凍るような中ではありますけれども、ぜひとも市長の挨拶にもありましたように、活発な意見でホットな議論を展開していただければと、心より願っております。

それでは、次第に従いまして、案件(1)より入っていきたいと思います。案件(1)「第25回審議会での意見について」、事務局からの説明を受けたいと思います。これからの説明は、着席したままで結構です。

○事務局

それでは、会長より座って説明するようご許可いただきましたので、座って説明させていただきます。

まず、案件(1)「第25回審議会での意見について」御説明いたします。前回、第25回審議会におきまして、虐待件数等について御意見を頂戴いたしましたものでございます。

虐待件数等について、1点目としまして、「子ども」・「高齢者」・「女性」の各々の報告項目が異なるということにつきまして、1枚の資料として見たときに非常にわかりにくいという御意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、それぞれ担当課に確認、調整のほうを行い、資料2のような形に変更し、報告いたします様式の項目について、統一できる部分については統一いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、子どもにつきまして、資料2にありますとおり、対応状況の欄を新しく追加させていただいております。なお、虐待の種類につきましては、平成20年度から22年度までの数値を実人数によって記載を改めさせていただいております。

次に、女性につきまして、現状、虐待の種類についての集計は行っておりませんでした。平成26年度より虐待の種類について集計をとるとの回答を得ております。つきましては、平成27年度より従来の報告に加え、虐待の種類についても御報告させていただき予定となっております。

2点目としまして、虐待件数等の報告に障がい者に関する記載がないという御意見を頂戴したかと思っております。こちらにつきましては、担当課である障がい福祉課に照会いたしました結果、資料2にありますとおり、障がい者に対しての虐待通報件数等の項目を新たに追加させていただいております。

なお、障がい者の虐待の数値につきましては、平成24年10月に、八尾市障がい者虐待防止センターが設置されてからの集計開始となりますので、平成24年10月から平成25年3月までの件数を記載させていただいております。次年度以降につきましても、今回変更いたしました様式で各分野における虐待件数等について御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

非常に雑駁で恐縮ですが、案件(1)につきましては以上でございます。

○会長

御説明ありがとうございます。

では、ただいまの案件（１）につきまして、各委員の皆さんより何か御意見、その他質問事項等ありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

従前に比べて見やすくなったとかということによろしいですね。

ほかに何かありませんか。

それではですね、またお気づきの点が後ほど出てまいりましたならば、最後に総括する形で御意見を伺う時間を設けたいと思いますので、それでは案件（２）のほうに移らせていただきたいと思います。「八尾市におけるいじめ問題に関する対応について」、事務局からこれも説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

では、失礼いたします。

案件（２）「八尾市におけるいじめ問題に関する対応について」御説明させていただきます。

資料３をご覧くださいませでしょうか。資料３、「いじめ防止対策推進法の制定を受けた八尾市の取り組み（素案）」として御準備させていただいております。

１ページ目をご覧くださいませでしょうか。１、いじめ防止対策推進法の概要について御説明いたします。今申しました同法につきましては、平成２５年９月２８日付で施行されたものでございます。この法律におきまして、いじめの定義ですが、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの、と定義されております。

なお、八尾市におきましては、学校というのは市立の小学校、中学校、及び特別支援学校を指してございまして、高等学校におきましてはそちらのほう、米印でつけておりますが、大阪府の対応範囲となっております。

続きまして、いじめの防止基本方針等についてですが、国のいじめ防止基本方針を参酌いたしまして、地方公共団体は地方いじめ防止基本方針の策定に努めること、いわゆる努力義務となっております。また、学校は国、もしくは地方公共団体のいじめ防止基本方針を参酌し、学校いじめ防止基本方針を策定することと、方針の策定が義務となっております。

続きまして、２、いじめ問題対策連絡協議会ですが、地方公共団体はいじめ防止等に係る関係機関等の連携を図るため、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を設置することができるとなっております。

３、重大事態への対処についてですが、まず重大事態とは、記載のとおり生命、心身または財産に重大な損害が生じた場合。

相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い。この２点について定義されております。

続きまして、２ページをご覧ください。今申しました重大事態への対応についてですが、学校、もしくは学校の設置者、八尾市におきましては教育委員会を指すこととなりますが、学校もしくは教育委員会において調査を行います。学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じてその事実を市長に報告しなければならないとなっております。報告を受けました地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処、または当該重大事態

と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査の結果について再調査を行うことができることとなっております。地方公共団体の長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならないとされております。

次に、4、教育委員会の附属機関ですが、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との連携のもと、地方いじめ防止基本方針に基づく、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機関を置くことができるとなっております。

続きまして、5、市長部局の附属機関ですが、重大事態に対する学校または教育委員会の調査結果を受けまして、市長の附属機関として再調査を行うことができるとされております。

以上が、いじめ防止対策推進法の概要となります。なお、資料といたしまして、資料4「いじめ防止対策推進法（概要）」、資料5「いじめ防止対策推進法のあらまし」、資料6「いじめ防止対策推進法」を添付させていただいております。

以上、3点の資料につきましては、適宜御参照のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、八尾市の取り組みについて御説明させていただきます。

資料3の3ページをご覧ください。まず、八尾市における地方いじめ防止基本方針の策定についてですが、平成26年度に方針の策定に向けて着手していく予定となっております。

次に、八尾市立各学校における学校いじめ防止基本方針の策定についてですが、法律では国のいじめ防止基本方針、または地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校の方針を定めることとなっております。今後、八尾市における地方いじめ防止基本方針の策定に着手することとなっておりますが、平成25年度中に国のいじめ防止基本方針を参酌し、各学校において方針の策定に現在取り組んでいるところでございます。

3、いじめ防止に向けた具体的な行政施策の検討についてですが、平成26年度以降に策定いたします地方いじめ防止基本方針等を踏まえまして、今後検討を進めてまいる予定でございます。本市といたしましては、今後さらなる庁内議論を進め、いじめ問題について取り組んでまいりたいと考えております。

いじめ問題につきましては、昨年度の第24回審議会におきまして御意見を頂戴したところですが、法施行を受けまして、本日の審議会におきましても委員の皆様より御意見を頂戴したいと考えております。なお、平成26年度以降につきましては、いじめ問題に関することや、いじめ対策に係る事項につきまして、八尾市における地方いじめ防止基本方針を、教育委員会を中心とし、第三者委員を含めて議論してまいる予定となっております。本審議会より議論の場が移ることとなっておりますので、御報告申し上げます。

以上、八尾市の取り組みについて概要を説明させていただきました。

非常に雑駁で恐縮ですが、案件（2）につきまして以上でございます。

○会長

ありがとうございました。先ほどの事務局の説明にもありましたように、このいじめに関しましては、我々の審議会も非常に関心を持って、持ち続けてきたことでして、昨年行われました第24回の審議会におきましても、委員の皆さんからいじめ防止の取り組みの状況について意見をいただいていたかとは思いますが、その24回以降、市長及び事務局の説明にもありましたけれども、その間ですね、今日に至るまで平成25年9月28日に、いじめ防止対策推進法が施行されることになりました。これを受けて、八尾市でもさまざまないじめ問題対策の取り組みに、取り組みが出てきたということも説明を受けたわけで

して、我々審議会の問題関心というものが施策の中にも反映されることになっていったという点では、審議会の働きというものもそれなりの機能を果たしていたのではないかと、いうふうに認識できるのではないかと思います。八尾市の取り組みは、地方いじめ防止基本方針の策定が平成26年に予定されております。事務局の御用意いただきました資料3の3ページに書かれているとおりのわけですけれども、その方針が今日は説明されたということでした。

何か、先ほどの事務局の説明につきまして、委員の皆さんのほうから積極的に御意見を伺いたいということでもありましたので、忌憚ない意見をこの場で開示していただければと思います。いかがでしょう。

○委員

ちょっと、聞いてもいいですか。八尾市の取り組みの平成26年度に地方いじめ防止基本方針っていうことになって、その下が八尾市立各学校における学校いじめ防止基本方針が平成25年度中ってことは、今年度ですか、ですね。今、25年ですよ。ということは、今、各学校で、これは各学校が決めるっていうことですか。学校いじめ防止基本方針、っていうことは、今、各学校でこういう作業がずっと進んでいるというふうに考えていいんですか。ちょっと具体的に意味がわからないので、済みませんがお願いします。

○会長

進捗状況等について、おわりの範囲内です。

○事務局

今の御質問なんですが、学校のいじめ防止基本方針につきましては、25年度中に策定していただくということで、今、取り組んでいただいております。これは、国の基本方針もしくは地方の基本方針を参酌した上で、作成することとなっております。国の基本方針を参酌した形でつくっていただいているのが今の現状です。これは、文部科学省それから大阪府教委のほうで、学校のいじめ基本方針というのは策定義務、必ず策定しなければならないということで、となっておりまして、来年度、26年度当初から動けるようにということで、それまでに策定するようにという指示が出ておりますので、学校のほうで先に策定のほうをしていただいております。

○委員

ということは、ちょっとイメージが湧かない。各、例えば何々小学校は何々小学校でつくって、何々小学校は何々小学校でつくって、何々中学校は何々中学校でつくって、それぞれが各学校の独自判断でつくるっていうことなんですか。

○事務局

それにつきましては、教育委員会といたしましても12月の校長会におきまして、ある程度ベースになるものを示しまして、それに基づいてつくっていただいているという状況です。ただ、各学校の特色、課題はそれぞれの学校で違うところがあると思いますので、そのあたりの課題につきましては、学校のほうで判断していただきながら策定をしていただくということで進めております。

○委員

策定されたら見ることはできる、各学校のその基本方針を見ることはできるんですよ、私たちが。自分の、例えば子どもが通っている学校はこんな方針やとか、ということですよ。

○事務局

それにつきましては、可能かと思えます。

○会長

ありがとうございました。恐らく〇〇委員の質問の一つには、先ほどの事務局の説明の中には、国の基本方針、もしくは地方の基本方針の策定に続いて、各学校の基本方針が策定されると。少しスケジュール的に前後し得る余地があるのではないかなという含みもあったのではないかと思えますが、その点はどういう、言い方を変えますと、また市の基本方針ができ上がった後、また各学校の実情を尊重した形での基本方針の策定へとつながっていくというか、改定の予定があるのかどうかとか、そのあたりも少しおわかりでしたらば。

○事務局

今の件ですけれども、地方のいじめ基本方針が出た時点で、学校の基本方針のほうは見直しのほうをかけていきます。学校の基本方針は、基本的に毎年進捗状況というか、見直しをかけるということが原則になっております。校長会でもいろいろと話をさせていただいたんですが、やはり学校の基本方針、課題も変わりますし、きっちりしたものをつくろうと思うとやはり時間もかかるということによっております。したがって、やっぱりだんだん進化していくものでもあるかなとも思いますので、見直しをかけながら、地方の分が出たらそれに合わせていっていただくという形で進めていきたいと考えております。

○会長

いかがでしょうか。〇〇委員、もう少し何か突っ込んで。

○委員

ちょっと現場の学校のほうが先に来るっていうのが、ちょっとイメージ湧かなくて、じゃあ各学校の先生が今必死でつくってはるのかなとか。できたものを見ないとわかんないんですけどね。

○委員

学校の誰がつくってるの。

○会長

何かその点で、具体的に学校の中でどういう形であってというようなのはおわかりですか。恐らく、事務局側の説明では、教育委員会がひな形となるものを、あまりに各学校で基本的な事項が大きく異なるということでは混乱も生じますから、基本的なところをつくりながら、それぞれ学校独自の問題もあるでしょうから、融通できる部分は自主性を尊重する形でやろうかと、そういう方向なんだと、私は認識してるんですけども。

○委員

25年、今年度なので、まだでき上がったものを見てないのでわかんないんですけど、ちょっと各学校で、特色入れてっていうのはわかるんですけど、つくる過程とかいろんなことがどういう感じなのかなっていうのはすごく思ったというか、25年にできるということで、もう3月ですから、でき上がったときのオープン公開、そうですね。25年ってそういうことですよ。そういうことですから、各自分たち住んでる地域の学校は、ああ、こういうの出してはるんやなっていうのがわかるのはすごくいいことやなとは思いません。

○事務局

済みません、ちょっと説明不足のところもあったかなと思うんですが、やはり学校のほうはいじめ防止ということにつきましては、一刻も早く取り組んでいくべきものであると

ということで、学校のほうではしっかりとつくっていただくということ、それとやはり学校自体は今までもいじめ防止に向けたいろんな取り組みをしておりますので、それを整理していただくということで、職員全体が再確認できることというのがまた一つ大きな、必要なことかなというふうに思っております。やはり、学校、やっぱり現場ではいつ発生するかもわかりませんので、一刻も早い基本方針の策定というものが求められたというふうに考えております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。ほかに何か御意見、どうぞ。

○委員

今、これから学校のほうは既に作業を開始されてるということですけど、つい最近のニュースで、大津の事件に関連して、その後の原因調査などについて、生徒に行ったアンケートとか、関連の資料、いわゆる被害者の保護者が請求したところですね、全部黒塗りで開示されなかったという、これが裁判になって、違法であるという判決が出たわけですね。大津市はそれについては控訴しないというふうなことも出てます。ですから、この基本方針をつくっていただくところで、今、〇〇さんからもお話があったように、やっぱりできるだけ教育委員会、あるいは学校の内部だけでというんじゃなくて、保護者を含めて意見を聞くっていいですかね、それからいろんな問題が生じたときに、もちろん大津の事件は非常に一番悲惨なといいますか、結果ですけれども、そこに至るまでにいろんな方策をとって、それを被害を最小限に食い止める、あるいは回復するというようなこともやっぱり必要なので、そういうことが、基本方針ですからどの程度まで細かく規定されるのか、別の規定を設けるのか、運営のね、ということにもなろうと思うんですけど、ぜひ今までにあったそういう問題ですね、というものはやっぱり参考にして、保護者のそういう権利とか、義務も、基本法のほうには義務はいろいろあるんですけど、権利とかそういうことをやっていくときも、保護者、あるいは地域の関係者等いろんな人がやっぱりそこに参加して、それを全体で防止する、あるいは被害が起こった場合にはそれをいち早く救済するというような方策が盛り込めるように、ここを取り扱っているところ、それからそれを、議会もそういうことになるかもわかりませんが、そういうところでぜひ少し議論をぜひ深めていただきたいなというふうに思います。

○会長

何か、これについてのコメントでも、もし事務局のほうでございましたら。

○事務局

いじめ基本方針、地方のほうも学校のほうもそうなんですが、発生した場合の対応というのは、一つの大きなポイントにはなると認識しております。ただ、それ以上に必要なのは、いじめの未然防止、早期発見に向けた動きをどのようにするかということ、そのあたりもしっかりと念頭に入れた上で、策定していく必要があるかなと思いますし、前々回の審議会のほうでも御議論いただきましたように、いじめというのは学校の中だけで起きているものでもなく、やはり地域の方々からの協力というのも非常に必要なものであるということも認識しておりますので、そのあたりも含めた形のものをつくっていく必要、含めた形のものをつくっていく必要があるというふうに考えております。

○委員



いじめの問題としては、つい最近も、山形のほうですね、何かそういう事件もあってということもあってですね、本当に大津の事件以来まだこういう事件がということが報道されてるといのは、御承知のことだとは思いますが、ただいじめが起こったときに、やはり現場の先生、教師も非常につらい立場に置かれるということになります。一つは、被害者の子どもたち、そして保護者の方、あるいはそのいじめにかかわる人々にいろんなつらい思いとかということを感じさせてしまうという事象ですので、それにどう対応するんだということについては、やっぱり悩ましいというか、いろいろしんどい思いをしながら対応せざるを得ない状況に置かれるとの、まず前提としてやっぱりあるかなと思います。

それと、被害にあった子たちをどうやっぱり対応するのかっていうことは、もちろんそうですけども、加害の側の人たちをどう裁くということではなく、学校の場合はそういう場ではありませんので、そういうことも含めて、学校の対応をどうしていくのかということについては、各学校これはちょっと3月までにということではありますけども、学校としては教育の場としてどうこのいじめ防止ということに、どうかかわっていくのかということの視点をやっぱりしっかり持っていかないと、いろいろと学校がやっぱりそういった意味では間に挟まって、教育も、本来教育の場である学校が、してはいけないということはおかしいですね、そこまで踏み込めないというようなところに追い込まれていくということになってる可能性があるかなとは思いますが、そこはしっかりとこの基本方針を策定していく中で、学校の役割というものをしっかりと、もちろんそれは逃げていう意味じゃなくて、教育という場の生徒のかかわりをどうしていくのかっていうことをしっかりと示していくことが大事かなと思います。

○会長

ありがとうございました。ほかに委員の皆さん、何か御意見ございませんでしょうか。

○委員

済みません、ちょっとやり方が、ちょっとわからないんですけども、まず校長会で大体の教育委員会の方針というものを示されて、それに従って学校の、学校のいじめ基本方針をつくるようになっていうことが言われたんですけども、基本このいじめ防止法を読んでますと、その地域だとか保護者だとか、そういう方との連携をとりなさいとかって、いろいろ書いてあるんですけども、まずこれは誰がつくるんですか。教職員がつくるんですか、それとも校長先生が責任を持って、校長の諮問委員会みたいなをつくってね、このいじめ防止基本方針をつくる委員会みたいなをつくって、それを教職員会にかけて、それからまた保護者にかけてとか、何か手順みたいなものはあるんでしょうか。どうなんでしょうか。

○事務局

特に、学校のほうにこちらから示した手順というのはございません。これはもう学校の判断のほうでしていただいているかなと思います。先ほども申しましたように、策定して終わりではなく、何度も点検ということが行われます。その点検の中で、例えば学校評議員の方から御意見をいただく、あるいはPTAの方から御意見をいただくということも可能になってくるかなというふうには考えております。ただ、学校のほうは、学校によって校長先生がリードしながらつくっておられる場合もあれば、会議体をつくりながら検討しながらというところもあるとは聞いております。それはもうちょっと学校のほうにお任せしているような状況です。

○委員

もちろん、学校の実情に応じてつくるべきですから、学校にお任せするっていうのはもちろんなんですけれども、やっぱり教育委員会が示されたというような基本方針っていうのもあるわけですよ。だから、それに従ってつくられていて、もしそれはその学校だけで公開されるんですか。それとも八尾市の中で、八尾市のほうの学校はこういういじめに対する基本方針を持っているっていうのを全部教育委員会で把握されるんでしょうか。チェックされるのか、そういうこともあるんでしょうか、どうなんですか。

#### ○事務局

教育委員会のほうでは、必ずその辺のチェックはさせていただきます。それと、毎年ですね、そのいじめ基本方針につきまして、どのような施策というか、学校で取り組みをしたかとかいうこと、そして見直しする必要があるんやったらどこを見直しする必要があるのかというようなことにつきまして、毎年調査のほうはしていくという予定になっております。

#### ○会長

ということは、各学校が基本方針を策定した場合には、それは各学校あるいは教育委員会及び各学校のホームページで公開されるとか、そういう形に進んでいきますかね。

#### ○委員

肝心の親がね、それを、うちの行かせてる子どもはこういう方針を持ってんねんねとか、ここの学校はこんなん持ってんねんねとかいうような意見は当然できますよね。意見って、そういう場を、でないとか何か方針持ってオープンしてないっていうのは、非常に変なことやというふうに思うので、それはそうですよね。

#### ○事務局

こちらのほうもね、また学校のほうにお任せしてるということになってしまおうとおかしな話になるんですけども、それぞれで例えば学校通信であるとか、ホームページであるとかという形で、当然地域の方、保護者には示すべきものであるというふうには認識しております。

#### ○会長

この審議会でも、その点は各委員が非常に共通の認識として共有していたということを少し含みおいて、今後の施策を進めるなり、督促するなりですね、しておいていただければと思います。恐らく、〇〇委員がおっしゃりたいのはそれを公開することによって、学校に関するステークホルダーの人たち、保護者とか生徒、学生たちがそれを読むことで自分たちの意見をその中に反映する、いわゆる地方行政で行われるようなパブリックコメントと似たような、そういう作用を果たさせたいという、そういう意図があたりだということでしょうね。わかりました、ありがとうございました。

#### ○委員

基本方針という、学校いじめ防止基本方針という文字面からすると、私の感覚ではね、教育委員会がつくって、それに基づいて各学校の特色を活かして当該学校の実施計画というか、運用計画というか、というようなものがあつたら、あるんじゃないかなというのが私のイメージ、つまり発見した場合は直ちに校長に情報を集約するとかね。いや、うちは教頭やとかね、うちは学年主任やとかではなくてですよ。学校たるもの、いじめ問題については共通してこういうこと、あるいは諮問機関をつくりなさいとか、保護者との協議機関をつくりなさいとか、学校評議会で報告しなさいとかいう、何か共通バージョンがあつてですね、それが各学校園で、じゃあ今年1年間あるいはこの3カ年間、うちではどんな

広報をしようとかいうことになって、自主性というか丸投げというか、そこらがちょっとイメージが私はまだ理解がしがたいというのが一つです。

あとね、その基本方針の中身にかかわることなんですけども、私はやっぱりいじめという問題についての原則っていうか受けとめ方の基本というのが、やっぱり児童生徒も教職員も保護者も地域住民も、徹底せんとあかんと思うんですね。それは何かというとね、いじめというのは100%いじめてる側が悪いっていうことです。これね、時々ね、いじめるやつらもいじめるやつやけど、あいつもあいつやで、みたいなのが出てくるんですよ、保護者の間からとかね。差別やあるいは痴漢の問題と一緒にね、痴漢でも起こるでしょう、夜遅うに街灯もないところをあんな格好して歩いたら痴漢にもあうでとかいうてね、痴漢も悪いけど女性も悪いみたいな言い方になるでしょう。もちろん、公序良俗に反するような格好で歩いてたら別ですけども、それに触れない限り、どんな服装でどんな暗い道を何時に女性が歩こうが、痴漢を受けなければいけない責任の一端はないわけで、100%痴漢は痴漢する者が悪い。どんなことをしとっても、抗議されるのはいいけれども、差別は100%差別する者が悪いんですよ。ですから、その子に文句があったら文句を言うとか、おまえやめとけやって言うのはいいけれども、いかなる理由があってもいじめはいじめる側が悪いということがですね、本当に徹底できるのかどうかね、これ結構議論起こるんですよ。いや、そやねとは言うけどなとかいう議論がやっぱり出てくるんですね。

もう一つはね、差別もそうですが、いじめもそうですが、いじめに第三者的立場はないということもはっきりせんとだめなんですね。いじめられてる子といじめてる子と、傍観者というような言い方がありますがけれども、傍観者は明らかに加害の一員であるという認識をどこまで徹底できるのかということがね、これは必ず問われてくると思うんですよ。だからいじめに、いじめの傍観者は加害者であるということを、この認識を保護者も教職員も児童生徒も徹底できるかどうか。

あと、この法律ではね、私は法律の大事な点の一つはね、第16条に早期発見というのがありますよね。結構現場の問題関心は重大事態が起こったときの、いわば事後対応が結構関心事になりがちで、そつのない対応というか、誤りなき対応ということが結構関心になると思うんですけども、大事なこと、一番大事なことは、重大事態にさせないということなんですね。いじめを根絶するというのはなかなか難しいですけども、重大事態にさせないということは可能なんですよ。ということは、つまりは早期発見なんですね。例えば投書箱を置くとか、定期的な調査をするとか、その法律第16条にはね、その他必要な措置を講ずると書いてあるんですね、必要な措置。調査等とか書いてますけれども。

ですからね、基本方針に必ず必要な措置が具体的に明記されてないとかだめやと思いますね。早期発見に努めるとかね、必要な措置を講ずると法律を写すのではなくて、法律は必要な措置を講ぜよと、こう書いてるわけですから、現場の基本方針には必要な措置とはうちの学校では何かということがやっぱり明記されていないと、いつまでたってもタマネギの皮むきみたいにですね、基本方針がずっと延々と続いていくということになるわけで、果たして必要な措置が具体的に明示できているかどうか、とりわけ地方いじめ防止基本方針は行政全体ですからばくっとしてますけれども、現場の学校園では一園一園の、一校一校の方針ですからね、うちの学校の必要な措置はこれであるということが明記されていないね、そんなのは認めないっていうぐらい、やっぱり法律を厳格に運用するというか、法律を守る、学校現場に法律を守らせるということは、教育行政の指導性として問われているのではないだろうかと思います。基本的な考え方と必要な措置の明示というのを、ぜひ

とも教育委員会としては御指導をお願いしたいなというふうに。以上です。

○会長

この点について何か、今の点で確認できるところとかがありましたら。

○事務局

失礼します。まず最初に〇〇委員がおっしゃいました、教育委員会が示してという形ですけれども、正直申しまして、いじめの防止、未然防止であるとかいじめに対する対策というのが、どこの学校でもばらばらになるということはないと思います。やはりきっちりとした形でする場合には、どこも同じ対応が必要であるというふうにも考えますし、基本的な部分ですね、それぞれの学校の独自性というのが出てきますが、基本的な部分については、ある小学校と別の小学校が違うということはあってはならん事だと思いますし、また、ないであろうというふうにも思います。そのあたりにつきましては、やはり教育委員会としても各学校のほうに、この部分は外せませんという部分については、ちゃんと指示のほうはさせていただいた上で、つくっていただいております。

また、実施計画的なものというふうにもおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりかなというふうに思います。やはり1年間で、どこを重点的に自分ところの学校は取り組むんやということについて挙げていく、それについて検証するというようなPDCAサイクルですね、サイクルでやっていくということが必要なのかなというふうに思っております。

それから、100%いじめてる側が悪いということ、やはりいじめの指導に当たる場合には、被害者の側に立ち切った指導というのが必ず必要であるということは十分認識しているところです。ただ、先ほど〇〇委員がおっしゃってましたけれども、加害の側のフォローというものについても、やはり加害の側を立ち直らせるということも一つは、教育現場の方向としてはあると思うんです。ただ、基本はやはり被害の側に立ち切ってやっていくということかなというふうには、いうふうに、それは認識しております。

それからやはり、早期発見というのが必要であるということについては、これはもうやはり同じ認識ですので、まずそれに取り組むこと、それよりもう一つ進めば、未然防止にいかに取り組むかということが非常に大きな部分かなというふうに考えております。

○会長

ありがとうございました。〇〇委員の御指摘をなるべく尊重する形で対応していただけるようですが、また引き続き我々の審議会のほうでも、この問題については地方の基本計画を策定する段階になって、委員会が組織されると、学校関係のいじめ問題はそちらのほうに主たる、審議項目というか審議の対象が移ってしまいますけれども、それまでは我々のほうでもできる限り議論の俎上にのせたいな、あるいはのせていけるのではないかというふうに考えているところです。

○委員

先ほど、〇〇委員さんのおっしゃったように、やはり早期発見が大事だと。新聞なんか、マスコミなんかを見てましたら、いじめが起こった、学校の現場の先生が、いや、それは知らなかった、気づかなかったというような報道もあります。やはり、こちらのほうの先ほどの資料3の中に、年間30日間目安で一定期間連続して欠席する児童の場合は敏速に調査となっているんですが、今日の新聞を見ておりましたが、2日間欠席したならばすぐ先生がその家庭へ連絡する、これが学校での早期の対応じゃないかというようなことも、今日新聞の中で出ておりますし、また一人の先生が気づかなくても、そういうふうないじめがあったならば、学校で情報を共有して、全職員が情報を共有していただいて、その子

にやはり目配り、気配りをさせていただくことも、私はただ担任や教頭や、それに任すんじゃないなくて、やっぱり職員会議等々で全職員がそういうふうに情報を共有していただきたいと思っております。やはり、保護者の中でも学校の対応はやっぱり学校で起こってるあれですので、やっぱり学校での対応、適切な対応をすごく望んでおられるし、私たちもそうですので、その辺をよろしく願っていたしたいと思いますと思っております。

○会長

ありがとうございました。閉鎖された社会の中で、情報がとどまってしまっただけではないという形ですよ。情報の共有というのは、縦、横全てやっていくというのか。

ありがとうございました。ほかに何か、御意見ございませんでしょうか。いかがでしょう。〇〇委員とか、何か御意見のほうありますか。

○委員

この生徒・児童の意見をどんだけくみ取れるのかなっていうの、なかなか隠してしまうからね、その隠れた現在進行形をどう拾い上げるのかな。例えば目安箱みたいな、あるいはあったらいいなと思うんですけど。

○会長

児童・生徒に対しては、外部的に連絡できるようなホットラインとか何かもつくられていますし、いますね、たしか、ホットラインとか。あれは違いましたっけ。

○事務局

いじめの110番あります。

○会長

というようなものもありますけど、なかなかそこまで行かないということですから、引き続きフォローの必要があるということでしょうか。

○事務局

済みません、学校現場のほうでということですが、いろんな調査の仕方があるかなと思います。アンケートであるとかという方法もありますし、また保健室等がいろんな相談の場になるというふうなところもあるかなというふうには思います。やはり、今おっしゃってましたように、隠してしまう、どう拾い上げるかというのは、もう物すごく大きな学校現場においても課題かなと思います。先ほど〇〇委員のほうもおっしゃっていただきましたけども、やはり全教職員が、異変というか様子がおかしい状況に気づくということ、そのときにきめ細かく声がけをするということ、その子の立場に立てると、立つという形で心を開いて行って、話を聞いていくという、そういう作業も必要になってくるかなというふうに考えております。

○会長

ありがとうございました。

ほかに何か。せつかくですので、〇〇委員も何か、思いのたけをといいいますか、思っただけのこともおありでしょうし。

○委員

済みません、各学校の特色っていうもの、例えばどんなことなんですか。何か、うちの学校は外国籍の子が多いからそういういじめが多いとか、そういうことなんですか。

○事務局

課題ということになるかなと思いますが、在籍してる今ね、御心配の分とかも、よりも、その学校の今ある状況というたらいいんでしょうか、平たく言うと、やはりなかなか子ど

もも不登校の者が多いであるとか、それから授業に落ちつかない子どもがたくさんいてるであるとかいうような状況であるとかもあるかなと思います。そういったもろもろの状況もありますし、またクラブ活動であるとかの活動の様子であるとか状況であるとかもですし、それぞれ学校によって持ってる課題というのは、微妙に違ってきてる部分があるのかなというふうに思いますので、そのあたりの課題を学校で拾ってもらおうということが必要なのかなというふうに考えてます。

#### ○会長

○○委員としては、なかなか地域の特殊性とかそういうのがまだわかりづらくて、それがどのような形で学校の基本方針の策定の中に反映できるのかということが具体的にイメージできないと、こういうことですかね。ちょっとこの対象は私もないんですけども、八尾の住人ですとですね、もう少し具体的なイメージがあるかと思いますけども、個人的に思うのは、やはり○○委員は上から何かひな形を落としていってですね、それでそれに合わせるような形でというふうに御指摘されましたけれども、恐らくこのいじめ防止対策推進法はですね、みずからが主体的に、学校もこのいじめに対して自分が意識的に取り組んでいくという、その方向性が上からではなしに、トップダウンでなしに、ボトムアップ的なそういう方向性を示していこうという形ではないかなというふうに、個人的に認識しているわけですし、その中で恐らくさまざまな形でうかがえる地域課題についても反映させる余地を残しておこうという、だから全部違うこともあるでしょうし、同じになるかもしれないかもしれませんけれども、そういうことかなとは認識しているわけで、いろいろ学校がこれからさまざまな意見を聞きながら策定された基本方針を見比べる中で、恐らく少しずつそういうものが客観的には認識できるかなという点でしょうか。

あまりうまくまとめられませんでしたけれども。○○委員、いかがですか。

#### ○委員

一つの学校でどういうふうに対策、あるいは策定していくのかという部分についてですが、現在、いじめ防止対策推進法学校編というのがありまして、これをこちらのほうから配布されて、この中にいろいろ学級、いじめの防止のための措置として学級担任はどうするのかとか、養護教諭はどうしたらいいのかとか、生徒指導担当教員はどうしたらええのかとか、管理職はどうしなければいけないかというようなことの、ことが細やかに、あるいは先ほど○○委員からもおっしゃったように、早期発見のためには具体的にどうすんねんっていうようなこと、あったように、その処置として具体的にこういうこと、アンテナを高く張りなさいとかいうことを、ちょっと書かれたものがありまして、これをちょっと職員は読んで、具体的に作成ということになるんですが、方向、方向というのか、勤務しているところでは、一応共通理解するっていうのは、組織としてやっぱり対応していかなければいけない。だから今先ほど、○○委員さんからもあったように、これは例えば3年4組の、もう事象やから、ではない。やっぱり、これをうちの学校の問題なんやという捉え方をしようねっていうのは、やっぱり共通認識しております。

それともう一つは、やっぱり策定に大事なものは、先ほどまたこれも○○委員がおっしゃったように、事象が起こって、起こって、さあどうしようか、委員会に報告せなあかんじゃなしに、それを起こらないように、じゃあ私たちは日ごろは教職員何すんねんって言ったら、やっぱり学級集団づくりが大事なっていうことも共通理解をしながら、今この推進法に基づいて考えているっていうことです。だから、やはりいろんないじめの問題が、事象がやっぱり起こる、残念ながら私もそういう経験もあるし、あるいはそういう同僚の

こともあるんですが、やっぱり学級集団づくりがどうされているな、しているのかなっていうのは、やっぱり根本的な問題じゃないかと私は捉えてるんです。そこにはやっぱり学級集団づくりっていうのは、やはり公平である、どの子に対しても公平に対応するっていうことを担任がどういう認識を持っているか、あるいはやっぱりいじめ、あるいは意地悪されてるっていう事象をどれだけアンテナを張って、担任が人権感覚ね、人権意識がどれだけあるのかによって防ぐ、あるいはそれが、いや、これでええねんっていう子どもがそういう意識になって広がっていくか、これのやっぱり分かれ目かなと僕は思うんです。だからそういう部分を、お互いの意見交流をしながら集団づくり、うちはこういうふうになっている、こんなんやってるっていうことを今交流していったるんですが、そういうことが非常に大事な。だから組織での対応、それとやっぱり教師、学級集団づくり、もちろん学力保証も含めてなんです、そういうことをやっぱりもう一度教師はちょっともう一回振り返ってみてね、自分で今取り組みを振り返ってみて、やる必要があるんじゃないかなという意識を今持っています。

○会長

では、教育現場でですね、今のお話の中から少しくみ取ると、例えば先生方の間での情報の交換、共通認識をつくっていくとかですね、あるいは学生、生徒に対するいじめに関する啓蒙的な行為、啓蒙的な授業とか、そういうものも実際には現場では取り組まれているというふうには。

○委員

先ほど年間計画って、委員会のほうからありましたように、授業もそうですが、いろんな活動もやっぱり年間の中でそういうふうには思いやりとか、あるいは外国人の方に対する自分たちの気持ちをどうしていくとかいうような授業もその中に、年間入れながらやっていくっていうのは、やっています。でもやっぱり、起こり得るときもやっぱりあるんです。そのときに、やっぱり日ごろからと私は思ってね、日ごろから学級の集団づくりがどうされているかっていうのを、やっぱりフィードバックして考えていかないと、問題が解決したと、保護者の方も来ていただいているいろいろ話もして解決したと。しかし、じゃあまた次起こり、起こらんのかと言ったら、これもわからない。でも、そこはやっぱり学級集団づくりがっていうことをやっぱり私たちは目を向けなきゃいけないん違うかなっていうのをお話しさせていただきたい。

○会長

ありがとうございました。そういうふうな内容も、学級通信とか学校通信という形で保護者の方々にもフィードバックされているという、そういう感じでしょうね。ありがとうございました。

○委員

先ほどのちょっと発言、早期発見の取り組みが大事だっていうこと、〇〇委員も関連しておっしゃったんですけども、学校の先生がどう取り組むかということが結構気になるんだと思いますね、教育委員会は。けどね、いじめっていうのはね、親と学校の先生が一番最後に知るんですよ。いじめの現実の情報に一番遠いところにいるのが教師と親なんです。一番近いところにいるのがね、友達なんです。だから、いじめの早期発見の中で、子どもが果たす役割というのは極めて大きいんですよ。そういう意味では目安箱って言われたり、調査というのはそういうことでありまして、先生が知るようないじめっていうのは、もう大体重大事態に近いようなことだということ。それとね、同じようなことで、

私滋賀県でちょっと委員してたことがあるんですけどもね、学校における子ども同士のいじめの現場はね、もう学校じゃないんですよ。そんな物理的な古典的ないじめはね、極めて少ないんです。今一番のいじめの舞台はインターネットなんですよ。なりすましメールって御存じですか。物すごい被害件数なんですね。つまり、私が〇〇さんになりすまして、メールを送って、誰々がおまえのことをこんな言っとったぞというふうなことができるんですよ。私が発信してるんだけれども、私の発信アドレスは〇〇さんの発信アドレスに簡単にできるんですよ。そのなりすましメール、あるいはすぐに返事を返さないやつをシカトするとかね、そういう、いわば私生活の人間関係の中でね、現在のいじめの主流はネット上のやっぱり、ネット仲間からはじかれるといういじめでね、例えば学校で仲間外れにするとか、どつくとかいうようないじめはね、これは露見すると大変悪質ですけども、実際の件数はそんなに多くないんです。日常茶飯事に起こっているのは、ネット社会からの排除というやつですね。このことにどうこたえるのかということ議論するのに、案外先生方や教育委員会の人はネットに詳しくない方が多いんですよ。だから、私が滋賀県でそれをやったときにね、滋賀大学の先生に、なりすましメールというのはどういう仕組みでどうできるのかという学習会から始めたんですよ。三重県の調査でもね、ネットがやっぱりトップ、もういっぱい上がってくるんですよ。だから子どもたちにとっては、大人が考える以上にネット社会からはじかれるということの市民権排除の意味は物すごく大きいのでね、ネット社会からの排除といういじめの問題はね、かなり中心的な課題として私、位置づけないとだめやと思いますね。下手すると、教室で起こっている発言とか行為とか、物理的ないじめだけを想定していたり、あるいは発見者は教師たるべきだという、一番遠いところにいてる人にこの発見の努力義務を負わせたりしてる、いわば古典的などいとか、一時代古いいじめのイメージで議論がなされてるとしたら、私は形は整うかもしれないけれども、上滑りやと思いますね。だから例えば子どもたちに、どんなことが一番つらかったとか、どんなことをされるのが一番嫌だとか聞くとね、いじめと聞いたってだめですからね、どんなことをされるのが一番嫌だったとか、どんなことをされたのが一番つらかったかなんていうことを聞いて、現在のいじめの実態といふか、いじめの形態をまず子どもたちから学ぶというね、それを抜きにすると何か、ああ、子どもとは違う学校管理のいじめ対策になってくるんじゃないかなと思うんですよ。そうすると、もう私なんかだめなんですよ。子どもがどれほどどう、ネットを使いこなし、なりすましメールがいかに氾濫しているということが、もうわからないから〇〇さんぐらいにならないとね、そういう意味では子どもの力を早期発見も含めてですね、いじめの状態も含めて、子どもの力をいかに借りるのかっていうことをしっかりやっぱり受け取っていただきたいなど。そんな議論が学校から出てくるのかなという気は、私はどうしてもしますし、いじめのことを議論するのに少なくともネット社会の専門家を、技術系も含めて呼ばれて取り組まれなければだめじゃないかなというふうに思います。

○会長

どうも、貴重な建設的な御意見ありがとうございました。去年でしたか、広島で起こった残虐な殺人事件も、LINEによる無視から始まったというふうに認識していますし、恥ずかしながらですね、私も自分のインターネット能力は非常にまずいもので、つつい高校生の娘に聞いてやってしまうということは、娘のほうがはるかに上を行っているということなわけですし、親の立場から見ると、そこまで認識が及ばないということなんですよ。今日配付していただきました資料6の、いじめ防止対策推進法の19条にもその旨



がまさに指摘されているところですので、〇〇委員の御指摘、そして恐らくここにいらっしゃる委員の皆さんもそれを共通認識としてお持ちだと思んですが、地方公共団体のそうしたインターネットを通じたいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする、このあたりにも十二分に配慮しながら、地方の基本方針の策定とか、あるいは学校現場での基本方針の策定にも意見を反映させてもらいたいという、やっていかなければならないという、そういう御指摘だったのではないかと思います。そうですね、〇〇委員。ありがとうございました。ほかに何か。

#### ○委員

インターネットの話もあるんですね、ちょっとだけ私たちがいかに知らないかっていうことなんですけど、八尾市ではないんですけど、某所、某市にいじめ防止プログラムっていうのを、今仕事場とかで組んで、中学生とかにしに行ってるわけなんです。八尾市でもできたらなと思ってます。その中で、子どもたちの声っていうのを、先生がということではなくて、子どもたちがどういう気持ちになってどうなる、じゃあ何ができるんやって、2時間のワークショップでやるんですけども、その中で数々のインターネットの話が出てきます。これはいじめの問題に限らず、非常にデマの宝庫にもなってますので、非常に差別事象にもかかわることやと思っております。

それから、例えばちょっと一例、全部言っちゃいけないと思うんで、一例で言うと、いろんなストレスがたまってきたときどうするのっていうような話をしたときに、子どもたちは動画を見るんですね、インターネットで。その中で、私はちょっと探せなかったんですが、一つには生きたひよこがミキサーにかけられている動画を見るっていう子も出てきたんです。これはでも何人かの子が言うてましたから、実際あったみたいです。そういう世界に子どもたち、中学1年生の子たちが生きてるっていうことなんです。それか、ニコニコ動画とかいいですけど、キモ動とか何か、また違う動画の世界があったりとかしてて、本当にその中で生きてるっていうことは、すごく知っておかないといけないなということと、ネットであふれる非常にそういうデマ、差別的な、外国人たちに対してデマもすごいですし、それから児童ポルノとか、そういう映像なんかも氾濫している状態なので、子どもたち、やってる人たちに聞くと、数年前だったら中1の子たちはそういう映像を見せられると嫌がってたのが、今の子は平気やと。もう見なれてる状態やというふうなことも言ってたので、非常にネットっていうのはいじめだけではなく、いじめもそうだし、本当にすごくこれからの人権の中でのテーマになってくるだろうなというふうには思います。

特に、私たちが在日外国人ですけど、に対しての本当に誹謗中傷っていうのは、もう毎日のように見れる状態、それから障がい者に対しても本当に〇〇とか、そういう言葉が中学生の中であふれているっていうこととか考えると、これは学校でも取り組んでいくんですけども、特にその辺のことを鑑みて、大人たちが手の届かないところに子どもたちがいるときに、やっぱり子どもたちの力を借りながらも解決していくみたいな、外の力も入れながら、八尾市の中でもそういう、指針をつくるのも大事ですし、それから具体的にどういうふうなことをやっていくかみたいなことに、そういう力を集めて、集めてっておかしいね、力をやって、やっていきたいっていうふうなこと、必要だっていうことは、今ちょっと中学生とかと出会いながら、すごく思います。

#### ○会長

どうもありがとうございました。ほかに何か、この件について御意見おありでしょうか。当審議会としても、インターネットを介したいじめの問題についてですね、強い懸念が示

され、またその対応を強く求める方向が共通認識としてされたと、こういう形でぜひともこれから進めていっていただきたいと思います。

それ以外に何か。

#### ○委員

2点です。1点は子どもたち、あるいは保護者の声をどう聞いていくかという件ですが、学校の場合、学校自己評価という、学校自己診断、自己評価ということで、子どもたちと保護者の方にアンケートをとっています。その中に、学校は楽しいですかとか、嫌なことはありませんかとかいう項目があるので、そこからやっぱり拾っていくというか、子どもの声を聞いていくっていうのがあるということが一つと、あと2つ目の、これは人権擁護委員の立場でのお話になるんですが、人権教室っていうのをやってるっていうことは前お話しさせてもらったんですが、最近ですが、人権教室の後にアンケートをとってもらってるんです、子どもたちに。感想っていう形で。その中に、今まであまり見られなかったのが、いじめたことがあるっていうことや、あるいは今いじめているとか、あるいは今、自分もいじめていたんやけど、教室、ビデオとか見て今ちょっと反省している。でも、今一人ではどうしたらいいかわからないというような声を書く子どもがやっぱりちょっと出てきているということで、人権教室として今まで取り組みしてきたんだけど、ああ、これってやっぱり大事違うかなと。活動としては意義があるん違うかなという、今捉え方をするのが一つですが。それに対して、じゃあどう対応して、今後していったらいいのかなと。子ども110番とかは電話で対応したり、あるいはSOSミニレターの場合は子どもから来た手紙を書いて、返事を本人、子どもに送ったりとかするんですが、こういう場合、アンケートをとって、そういう書かれたやつをどういう対応の仕方をしていったらええのかなということを、今後人権教室の進め方、あるいは対応をこれから検討していこうということで、人権擁護委員の中で話が今進められているという報告です。前に、そういう相談があったのは、一応学校長のほうにこういう声がありましたということで、子どもの声がありましたということで、子どもの相談を持っていったんですが、そういう、今後どうしていったらいいのかなということも、人権擁護委員としてこれから検討していかなければいけないなということをお話したということをお知らせさせていただきます。

#### ○会長

ありがとうございました。〇〇委員、今取り組み中ですけれども、引き続き人権擁護委員の皆さんのほうで、どういう形で話が展開していくかということをお話を折に触れ、この審議会のほうでも御報告いただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかにございませんでしょうか。ありましたら、また後ほど再度総括のところでお話を伺うことにさせていただきます。

それでは、引き続き案件（3）の「差別事象等について」、事務局から御説明願ひたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

失礼いたします。案件（3）「差別事象等について」、御説明させていただきます。前回の審議会以降に、新たに八尾市内で発生が確認された差別事象について御報告させていただきます。

それでは、資料7「差別事象等一覧」をご覧ください。資料にお示しいたしましたとおり、2件の差別事象が発生しております。1件目としまして、平成25年10月17日に、八尾市内小学校において、授業中のグループ活動において、児童A、この方は中国籍でご

ざいますが、勝手な動きをする児童Bを注意した際に、「黙れ、中国人」との発言を受けたものでございます。

本事象の対応といたしましては、児童Bに対しまして指導を行うとともに、双方の保護者に対しても丁寧に説明を行ったということでございます。

2件目としまして、平成25年12月12日に、近鉄八尾駅2階男子トイレ個室におきまして、いたずら防止に関するお知らせの掲示物余白部分に、「犯人は中国人」と書かれた差別落書きが発見されました。

本事象の対応といたしましては、関係機関へ通報の後、現場確認と記録を行い、その後お知らせの撤去を行ったところでございます。

非常に雑駁で恐縮ですが、案件（3）につきましては以上でございます。

○会長

ありがとうございました。2件上がっておりますけれども、これについて何か委員の皆様から御指摘とか御意見ございましたら。時節柄といいますか、何か今回は批判のまなざしが中国に向けられてしまっているようではございますけれども。これは保護者の、大体これはまた私の思いが少し間違っていた、あるいはゆがんでいたら御指摘いただきたいんですけども、小学生のレベルでこのように最初の事案のように発言するというのは、むしろ家庭内で普通に言動が飛び交っているのかなということ、ついつい想像してしまうんですけども、対応として保護者の方に説明された後、保護者の方の対応、反応とか何かいうのは、何か。真剣に伺うのか、あるいは何か聞き流す形で終わってしまったのかとか、そのあたりもう少しわかりましたならば。

○事務局

発言をした側の保護者のほうですけども、やはりこの問題につきましては非常に真剣に受けとめられていたというふうに聞いております。やはり、被害を受けた子どものほうに謝罪にすぐに行きたいという姿勢もあらわされました。ただ、被害の側の保護者のほうがそれについてはもう置いといてほしいということで、なりませんでしたが、非常に真剣に受けとめておられたというふうに聞いております。

○会長

ありがとうございました。何か皆さん。

○委員

ちょっともう少し詳しく、2人の子どもたちの関係を聞きたいんですが、この児童Aというこの中国籍の子っていうのは、渡日をして直後の子なのか、ずっと地域で育った子なのかということと、学年ですね、もしよければ何年生なのかちょっと教えていただければ。

○会長

おわりの範囲内です。

○事務局

児童Aというのは、5年生です。本名で生活をしています、この子は。渡日がいつであったのかというのはちょっと申しわけないんですが、把握できておりません。

○会長

〇〇委員、いかがでしょうか。何か、〇〇委員、それに関連して何か、確認されたかったのは何か、その次におっしゃりたかったことがあったから。

○委員

このA君が、例えば小学校ですので、地域の保育所なり幼稚園と一緒に、いろんな意味

でもかわりがあるって、5年生ということであれば、どうなのかなっていう。だからこの2人の関係がどうなのかなっていうことで、ちょっとその、もしわかったのだったら。もちろん調査の段階ですので、いろいろなところでの情報でということもあるだろうと思いますし、小さいころから幼なじみということで人間関係があるんでしたら、それは何でそれを行ったのかということも少し探る必要があるかなというふうに思ったというところですよ。

それと、周りの子ども達ですね、ですから本名で行ってる子っていうのは一定そういう学校の取り組みのあるところかなというふうには思うんですけども、この発言を聞いて周りの子がどういような対応というか、それに対してどう思ったのかっていうことを、もしそういう報告があるんでしたらちょっと聞かせていただければというふうに思います。

#### ○事務局

失礼します。Aのほうではなく、実はBのほうで、発言したほうが5年生の当初に他市から転入してきてるんです。ですので、人間関係とかあまり小さい、今〇〇委員がおっしゃったように、以前からの付き合いがあるというわけではなかったということで聞いております。

それから、周りの生徒、子どもの対応ということですが、実はこの発言を受けて、担任のほうに報告したのが同じグループの別の生徒なんです、児童なんです。残念ながら、本人よりもその別の児童のほうがその発言に対しまして敏感に反応しまして、それはあかんということで、担任にすぐに報告したというふうに聞いております。

#### ○委員

授業中に起こってる問題ですかね。このときに、学校の対応として、この学年でね、学級ですわね、何かこれについて話し合いをされたんでしょうか。対応として、こういうふうなことで、みんなが聞いているから、その子が、Bじゃなくて、他の児童が指摘してますのでね。それについてただもう本人に、Bに言った、発言した者に注意したと、保護者に注意しただけか、それとも授業中にこんな起こったから学級全体でこの話を進められたかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

#### ○会長

おわりの範囲内で。

#### ○事務局

このときなんですけど、実はグループ学習で、班ごとに学習しておりました。その班の中で、このBがまとめ役になって、ホワイトボードに意見を書くと。その班というのは、実は3人なんです。その3人の中で、意見をまとめてBがホワイトボードに書くというときに、なかなか自分勝手な行動をするものですから、残りの2人がそれに対して責めるということ。その責める、責めたときのやりとりの中で、この発言が出てるという状況なんです。グループの中での発言でして、周りもずっと活発に、非常に活発に議論してる中なので、ほかで聞いている者がおったということは、そんなに大きな声で発言したわけではないということも聞いておりますので、その中でとまってるのかなというふうに思います。

ただ、担任のほうもこれにつきましては非常に課題意識は持っておりましたので、直接こういう発言があったという内容は出さずに、やっぱりグループの中で、班活動の中でこんなトラブル、トラブルがあるというようなことで、指導のほうをされてますし、また翌日には1時間授業を潰しまして、「ちがいのちがいの」という教材、御存じの方もおられるかなと思いますが、それを利用してあってはならない、ならない違いということで、

押さえていくというような取り組みをされております。

○会長

ほかにいかがでしょうか。何か、伺っていると同じグループの中でそれがいけないということを認識した児童がいたということが、何か少しばかり救われるような感じで私は受けとめてしまいました。

ほかにいかがでしょうか。〇〇委員とか、何か腕を組んで、ぐっと黙り込んでいらっしゃいますけど、何か御意見がありそうですけども。

○委員

お話の中で出た、授業中ですのでね、〇〇さんから今御指摘のあったように、やっぱり後の指導、差別事件といいますか、差別事象、落書きとかはなかなかね、犯人がどうやとかいうのはわからないんですけど、人間関係の中で実際に言動として出た場合には、やっぱりその原因とか背景をね、やっぱりしっかり探る、どこからそういうものが出てくるのかっていうことを、ある意味では優れた社会的な教材やと思うんですよね。望んでそれを待ってるわけではありませんけれども、起きた事件をその単に問題だとして置いておくというのではなくて、そこから何か教訓になるもの、そうすると次の対策にそれがね、対策といいますか、次のいろんな啓発やそういうようなものにまたつながっていくということですから、学校の現場の中ではやっぱりほかの生徒さんへの指導、当事者はもちろんですけども、そういうことでやっぱり人権感覚を育てる一つのきっかけにやっぱりする。残念な事件ですけども、逆にそれがいいものに転化するきっかけになる可能性もあるというふうに思うので、学校の先生は大変だとは思いますが、ぜひ工夫して取り組んでいただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。まさにこの問題に関する締めくくりという感じの御意見だったと思いますが。特にほかにございませんでしょうか。

○委員

今の問題にもかかわるんですけども、勝手な動きをするっていうのは、学校だけに限らないと思うんですよね。やっぱりうちに、家庭教育が今やっぱりちょっと足りないんじゃないかなっていうのが、親と子の会話じゃなくて、インターネット等で子どもたちが親との関係をさらされているっていうような状況にもあるわけですしね。そういうことを考えると、やっぱり家庭教育、何か学校におけるいじめ防止基本方針を学校だけに任せてるような気がするんですけども、そうじゃなくてやっぱり保護者というか、保護者とその児童との家庭の中での信頼関係というか、関係をもっと構築するような方法とか、学校にいる時間っていうのはやっぱりうちの中での時間のほうが長いわけですから、学校だけに何か、学校のいじめは全部お任せっていうような感じじゃなくて、やっぱり八尾市における地方いじめ防止基本方針なんですけども、それもやっぱり地域においてもいじめをなくすとか、やっぱり家庭においてもいじめをなくすとかっていうことも、学校においてのいじめをなくすためには必要なことだと思うので、努力義務ということではあるんですけども、早くつくっていただけないかなということを感じました。

学校だけっていうか、このままだと今年度中につくるっていうことになると思うんですけども、学校だけで一生懸命つくっちゃって、それでいじめ防止方針っていうのはどうしてもつくるを得なくなってしまうんですよね。あと2カ月ぐらいしかないですからね。だからそうじゃなくて、やっぱり学校教育ももちろん大事なんですけども、家庭教育とか地域の支え

とか、何かそういうところでいじめを、やっぱり地域でも見つけられることもあると思いますし、うちにおいてもそういう自分の子どもがそういうちょっとおかしい行動をしてると、何かやっぱり気づきっていうのがあると思うので、そこら辺も取り込んだ、ちょっと幅広い学校だけに任せないいじめ対策をお願いしたいと思います。

○会長

ありがとうございました。いじめに対して、学校現場というのはもうすぐさまにでも行動しなければならないような差し迫った状況の中にある中であって、この基本方針をつくらなければならない、ただしそこにはやはり保護者の方とか、地域住民の方との連携を図っていかなければならないことで、時間の許す限りできる限りその方向で進めていただけるようにという、そういう御要望であったと思います。

それではですね、全体を通して何か皆さんのほうから、再び御意見とかあるいは質問等ございましたら。

○委員

質問なんです。このいじめ防止基本方針の主幹部局はどこなんですか。

○事務局

人権教育課になります。

○委員

人権教育課、ありがとうございます。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

今日のちょっと議題にはないんですけども、取り組みの報告と皆さん方へのお願いという形で説明させていただきたいんですが、昨年8月から八尾市ではいわゆる戸籍情報等ですね、個人情報についての本人通知制度ですね、たくさんの身元調査、あるいは戸籍の不正入手の事件がありまして、摘発を受けましたけれども、それに基づいて八尾市でもそういう制度ができました。12月の末ぐらい、1月に入っても既に、ちょっと今数字、細かいところを持ってませんが、八百数十名の方が登録されてるということで、数としては大阪府下でこの制度を持っているところでは、一番多い登録者数にはなってるんです。ただ、一番先に取り組まれた大阪狭山市などは、人口比にしますとさらに高い登録者数を持っておられるわけで、そういう意味ではさらにこれを八尾市の市民の方々全体に広げていきたいというふうに思っております、市民レベルでの取り組み、我々もいろいろ地域を中心に呼びかけてますけれども、できましたらまず八尾市の職員の方々、それから教職員の方々、八尾市在住の方はぜひ率先して登録をしていただく。また、各団体におかれましても、既に八尾市の広報等でも宣伝、説明はされてますけれども、登録の手続も非常に簡素にできるように準備をしていただいておりますので、ぜひ登録運動をですね、進めていただけたらと思います。

ちなみに、八百数十名の登録者に対して、既にその制度が行われて以降、約30名前後やと思います、私の計算では。この方々に対して、本人以外の方から戸籍等の請求が行われた、つまり他人からですね、他人から。本人が請求したのではないと。あるいは本人がその経過を知っててっていうのも、もちろんその中には、例えば不動産の登記上とかですね、いろんな商取引上で何かそういう資料を出すということで、依頼したものの中にはあると思いますけれども、本人以外からのそういう、職務上の請求行為として行われたもの

があるということですので、私どもの調査では、八尾市の同和地域の方々といろいろ話を地元でしておりまして、少なくともその両地域の中で2名ないし3名の方が登録されて、その方の請求が、資料請求が本人以外のことからなされた。それについては、自分がその経過を知らないというお話も出てるんですね。ですから、昨年からもいろんな週刊誌の差別事件等もありましたから、八尾市の注目地域でもありますので、ある意味ではそこに、前回私報告させていただいたような、それに関係した明らかな差別的な問い合わせも行われてるわけですので、身元調査がそういう形でまた行われる可能性がありますので、今後の課題としては、そういう本人以外からの請求があった場合に、それは誰からどんな目的でなされたのか、今はこれは基本的に今は本人にある部分しか知らされませんので、この内容をやろうと思うと情報公開請求しないと出ないというような、まだ手続上の問題もあります。ですから、そういうことの制度の改正も含めてですね、ぜひ大事な制度、せっかくなつくっていただけましたので、ぜひこれを広めていただけますように、八尾市の努力、それからまた各関係団体の皆さんの御協力というのをお願いしたいと思います。

○会長

ありがとうございました。この件について何か、事務局のほうから、コメントなど。

○事務局

済みません、こちらから御報告させていただかないといけないことございまして、行政施策のPRと現状報告をいただきまして、本当に申しわけございませぬというか、ありがとうございます。

今、御案内いただいたようなことで、八尾市はちょっと大阪府下では本人通知制度のスタートが少し遅かったということも、反省の意味も込めましてですね。かなり各種市民の皆さんがお集まりいただくようなイベント等の機会を利用して、担当課の市民課のほうでタイアップといいますか、出向かせていただきまして、PRをさせていただきまして、今、〇〇委員に御案内いただいたような、できる限り少し簡便な登録手続ということで工夫していただいたというようなこともありまして、結果的には大阪府下で数だけで言えば一番登録数は多いと。ただ、人口比率から言うとまだまだその上には上がられるということで、府下トップを目指してというようなことで、今御案内のようなことで、八尾市がターゲットになってマスコミでいろいろとおもしろおかしく誹謗中傷を受けたというようなこともございますので、ちょっと八尾市としてはその辺のやっぱり反省も踏まえてですね、やっぱりそういう、市民全体の意識を高めていただくということで、こういった事業はもう積極的に進めていきたいということで、市民課中心になって頑張ってくれてますので、のぼりには人権政策課の名前も入れさせていただいて、侵害事象があれば人権政策課で相談を受けますよということで、対応させていただいておりますので、そういったことの周知も合わせて、我々としても機会あるごとにちょっとさせていただく必要があると思っております。御案内いただきまして本当にありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。本日の案件に限らず、委員の皆様の方から何か。

○委員

ちょっと何度も発言してるようなんですけど、差別事象の件でたまたまなのか、中国人とか外国人に対しての発言が出てきているということなんですね。ここで出てる発言とか事象っていうのは本当に氷山の一角であるというふうに、私は思っています。これに準じたようなこととか、空気のようにそういうことを感じることや、そういうことは本当に大

人の社会の中でもあつたりします。皆さんも御存じ、子どもたちはその雰囲気、空気っていうものをもろに受けて、ある意味シンプルに出してしまうっていうこともあるだろうし、上がってきたのが2件だけっていうのは、むしろ多分中学校、小学校ではたくさん、うちの息子も結局上がらないままでしたけど、やっぱりそういう八尾の中学校で排外的なことを言われたりとかいうこともありましたし、っていうのは本当に当事者の私たちは、身にしみてわかっているところがありまして、特に今やはり日本とアジアが、特に韓国や中国との関係がよくないときに、こういう排外的な意識っていうのは非常に蔓延しやすいなっていうのは思っています。

先ほどもインターネットの話があつたんですけども、インターネットを見ると本当にひどい文言が並んで、本当に〇〇という言葉を見ない日はないという感じで、だから私は、大人の私はやめることができますけども、子どもたちはそれでもやっぱりしてしまうし、中毒性もあるしっていうことで、ちょっと一例挙げると、私はちょっとツイッターをやったことが、ツイッターっていうのわからない人はわからないですけど、つぶやくということなんですけど、したときに、もう本名でやってたんですよ。そしたらもうコリアンって、朝鮮氏ってわかるじゃないですか。そしたらそのシステムの中でね、リストっていうのをつくられて、リストに入れられるんですよ。そのリストの題名がね、駆除対象だったんです。私、駆除対象だったんですよ。その駆除対象って、あけるとね、ぶわーっと在日コリアンの本名とか、人たちがざーっと並んでるんですね。どうもその駆除対象っていうのをつくった人を見ると、どうも中学生か高校生の子なんですね。とかいうような、それにもう私も慣れてきてて、今は最近はしないという感じになってきてるんですが、非常にやっぱりそういうものはすごく怖いなというふうに。また、大人たちもそういうことをわーっと、もうせきねがとれたように言っちゃうみたいな感じがあって、いるんですね。何が言いたいかという、普通するときね、仲がよかったり、そういうときには人権侵害は起こらないし、起きたってあかんでって言いやすいんですよ。だけど、大変なとき、困難なときにこそ人権侵害は起きるし、私たちは負けてしまう可能性が非常に高いと思っています。だから、今八尾市人権尊重の社会づくり審議会ってすごく大切なことで、今いろんな社会情勢、いろんな困難だからこそ、今私たち大人がっていうのかな、この審議会とかが踏ん張る、踏ん張ると言ったらちょっと失礼ですが、やっぱりっていうのは意義、すごく大切やと思うんですね。敵国とみなしたら何をやってもいいっていうのが戦争ですし、そんなふうには、そういう意識っていうものがやっぱり子どもたちや私たちが感じないというのかな、あかんでって言えるような八尾市であってほしいなというふうに思いますので、ちょっと言うときます。

○会長

ありがとうございました。〇〇委員、どうぞ。

○委員

ちょっと戻んですけども、虐待の中で障がい者の虐待の一番最後のページなんですけどね、施設従事者からの虐待っていうのが、この施設ってどんな施設ですか。例えば日中活動の入る人なのか、あるいはグループホーム的なところなのか、あるいは入所なのか。施設の中で行われてる、どんなことがあったのかなという。もしわかったら。

○事務局

済みません、虐待の施設従事者の件でございますけれども、済みません、この件に関しましては障がい福祉課よりですね、どの施設であるのかという報告をちょっと聞いており



ませんので、次回審議会においてまた御報告させていただくということで、よろしくお願い申し上げます。

○会長

そういうことでよろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

事務局のほうで何か。

それでは、皆さんのほうからも特に最後に御意見というものが無いようですので、本日の案件を含めてですね。

一つ思い出しました。〇〇委員が取り組まれている週刊朝日の、それ以後の何か進捗状況とかが、もしおありでしたら一言でもコメントいただきたいところだったんですけども。

○委員

前回報告させていただいた後、11月に出版社の代表者が、あの記事の取材を受けた地域は、私どもの地元、八尾の〇〇地域と、名前も出ましたけれども、そこ、それから橋下市長さんのお父さん、それから祖先の出身地である地区、そこに集中的に取材がありました。さらに関連して、山口のほうにもあったようですけども、そういう対象地域について、それまで全く謝罪も経過報告もされないという抗議を、今年の糾弾学習会の中でまたそういう指摘もしまして、一応出版社からは反省と決意という最終的な文書が提出されました。その説明と謝罪を兼ねて、11月に今申し上げた地域に、謝罪の訪問がなされました。そこで、地元の住民の方々とさらに話し合いをしました。私どもの地域では、それに、その会合に先駆けて地域の中をフィールドワークをしていただいて、かつての同和地区における産業の、地場産業の経過であるとか、あるいは差別の歴史を物語るようないろんな歴史資料館を、実は小学校の空き教室の中につくっていただいております。そこで昔の部落の状態をいろんな材料を使って見ていただいたということですね。その相手方出版社には、出版社の幹部と同時に当時の編集長ですね、当時の一番の責任者と言われている編集長の方もお見えになって、自分がいかにそういう部落差別について無知であったか、あるいは自分たちが行ったことが単に橋下市長一人の問題ではなくて、全国に例えば橋下姓を持っておられる方々も含めてですね、まさに部落差別そのものであったということに、いろんな話し合いを通じてやっと気づいたという、率直な反省の弁も述べられまして、そういう意味ではまあまあ有意義な機会を持てたと思います。ただ、週刊朝日、朝日新聞社も含めてですが、まだグループあるいはその出版社としてこの出された反省と決意を、どのように今後の出版事業の中に活かしていくか、あるいは他のマスメディアにそうした教訓を及ぼしていくかというようなことについては、社内で検討を始めているということなんですけれども、まだ朝日新聞を読みましても、その後の週刊朝日を見ましても、こういうことがありました、こういうことを出しましたというのは、当時の反省文は事件の直後にはちょっと出ましたけど、その後いろんな、私たちとの話し合いを通じて得られた結論、それから今後の取り組みっていうようなものは、まだメディアとしてはまだ発表していないんですね、全くね。このあたりに残されたまだ問題があるということで、引き続きメディアとしての役割をしっかりと果たしてもらいたいという要求を今後も続けていきたいと、こんなふうに思っております。

○会長

どうもありがとうございました。じゃあまた、メディアの対応がどのようになったかということについて、継続的にまた。どうも、聞いたときには意識するんですけども、時

間がたってしまうとどうも忘れてしまいがちなので、引き続きよろしく願いいたします。自分自身を戒めるためにも、またこういう形で御報告いただきたいと思います。〇〇委員も、引き続きよろしく願いいたします。

時間も迫ってまいりましたけれども、本日の外気の寒さにかかわらず、中では活発な、ホットな議論を展開していただきまして、どうもありがとうございました。次回以降も引き続きこういう形で真剣に御議論いただきたいというふうに、心よりお願い申し上げておきたいと思います。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。本当に皆さん、ありがとうございました。また、事務局におかれましては、いろいろ御説明、なかなか言いづらいところも、説明しづらいところもあったかもしれませんが、心より説明していただきまして感謝しております。同じく、今日はこの審議会でも議論していた内容を、でき得るならばより一層具体的な形で施策に反映していただきますことを、私より心よりお願い申し上げておきたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ○事務局

本当に、本日はこのような遅い時間設定で、本当にお寒い中ですね、活発に熱心に御議論いただきまして、本当に真剣に御議論いただいて、非常に建設的な御意見を賜ったかなということで、大変感謝いたしてございます。

いじめ問題を中心に、いろんな御意見賜ったところでございますが、やはり今各委員から御指摘いただきましたとおり、いじめ問題を学校現場の問題だけではなく、どうこの社会全体で取り組むのかというところが、この法の背景に流れてる部分かなというふうに、我々も認識いたしてございます。これは教育委員会、学校現場だけで対策をつくっていくということであれば、おのずと限界もあるということでもございますし、教育委員会が先ほど事務局どこかということでも御質問もいただきまして、人権教育課が事務局ということではございますが、教育委員会としましても、教育委員会の内部だけでつくるのではなく、我々市長部局、課で言いますと私ども人権政策課でございまして、人権政策課とも市長部局とも連携をしておりますので、つくっていくということで、外部委員の意見も参酌しながらつくっていくという方向性では見解の一致をみてるところでございまして、今各、この人権尊重の社会づくり審議会の委員、会長、副会長を初め、各専門的立場からの委員からの御指摘を踏まえまして、これは教育委員会にさらにもしっかりとフィードバックをさせていただいて、今後実効性のある基本方針をつくっていくということで、市長部局と教育委員会、あるいはその後の中には14条に地域の連絡協議会というようなことの設置が可能ということもうたわれてございますので、そういった組織の是非についてもですね、今後教育委員会さんもしっかりと連携する中で、その設置の必要性等も含めてですね、議論を展開していくことができたというふうに思っておりますので、一定議論のステージというのは、そういった教育委員会さんを中心とした審議の場に移行することにはなりますが、これまで昨年からのいろいろと、それぞれの立場からいただいた意見はしっかりと尊重していただいて、引き継いでいくということをお我々が責任を持って対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、本当に遅くまでありがとうございました。